

議案第14号 朝霞市博物館条例の一部を改正する条例

生涯学習部文化財課

1 改正の目的

博物館法（昭和26年法律第285号）が改正され、本条例で引用している博物館法の条項にずれが生じたため、改正を行うものです。

2 改正内容

条例第5条において、博物館法第20条第1項を引用していますが、法改正により、第20条が第23条となったため、引用条項の改正を行うものです。

3 施行年月日

令和5年4月1日

担当

文化財課博物館

電話469-2285